

「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方</p> <p>1 評価の目的</p> <p>(1) 評価により、<u>山陽小野田市立山口東京理科大学</u>の継続的な質的向上を促進すること</p> <p>(2) 評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 評価は、教育研究の特性、自主性、自律性に配慮しつつ、<u>公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）</u>の継続的な質的向上に資するものとする。</p> <p>(2) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務実績全体について総合的に行う。</p> <p>(3) 評価は、一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものとする。</p> <p>(4) 評価は、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。</p> <p>(5) 評価にかかる業務が法人の過度の負担とならないように留意する。</p> <p>(6) 評価の仕組みについては、必要に応じて工夫・改善を行う。</p> <p>3 評価事項</p> <p><u>(1)</u> <u>下記(2)</u>及び<u>(3)</u>に掲げる事業年度以外の各事業年度における業務の実績</p> <p><u>(2)</u> 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p><u>(3)</u> 中期目標の期間の最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績</p> <p>4 評価方法</p> <p><u>(1)</u> 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。なお、<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条</u>の規定に基づき、中期目標期間における評価は、<u>認証評価機関</u>の評価を踏まえることとする。</p>	<p>公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方</p> <p>1 評価の目的</p> <p>(1) 評価により、<u>大学</u>の継続的な質的向上を促進すること</p> <p>(2) 評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 評価は、教育研究の特性、自主性、自律性に配慮しつつ、<u>法人</u>の継続的な質的向上に資するものとする。</p> <p>(2) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務実績全体について総合的に行う。</p> <p>(3) 評価は、一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものとする。</p> <p>(4) 評価は、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。</p> <p>(5) 評価にかかる業務が法人の過度の負担とならないように留意する。</p> <p>(6) 評価の仕組みについては、必要に応じて工夫・改善を行う。</p> <p>3 評価事項</p> <p><u>ア</u> <u>イ</u>及び<u>ウ</u>に掲げる事業年度以外の各事業年度における業務の実績</p> <p><u>イ</u> 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p><u>ウ</u> 中期目標の期間の最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績</p> <p>4 評価方法</p> <p><u>○</u>評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。なお、<u>法第79条</u>の規定に基づき、中期目標期間における評価は、<u>認証評価機関（公益財団法人日本高等教育評価機構）</u>の評価を踏まえることとする。</p>

「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(2)</u> 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p><u>ア</u> 項目別評価 中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況 <u>又</u> は達成状況を確認し、評価を行う。</p> <p><u>イ</u> 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。</p> <p><u>(3)</u> 評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する前にその結果を法人に示して、意見の申立ての機会を設ける。</p> <p><u>(4)</u> 評価の具体的な方法については、別途定める。</p>	<p><u>○</u> 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p><u>・</u> 項目別評価 中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況 <u>また</u> は達成状況を確認し、評価を行う。</p> <p><u>・</u> 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価を行う。</p> <p><u>○</u> 評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する前にその結果を法人に示して、意見の申立ての機会を設ける。</p> <p><u>○</u> 評価の具体的な方法については、別途定める。</p>

○地方公務員の公用文の作成要領

見出し記号の使い方

文中の項目を細別する場合には、見出し記号を用いるが、左横書きのときは、次のように書く。ただし、項目が少ないときは「第1」を省いて「1」から始める。なお、見出し記号の横には「,」をつけないで1字あけて書き出す。

第1 第2 第3 第4 第5
1 2 3 4 5
(1) (2) (3) (4) (5)
ア イ ウ エ オ
(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)